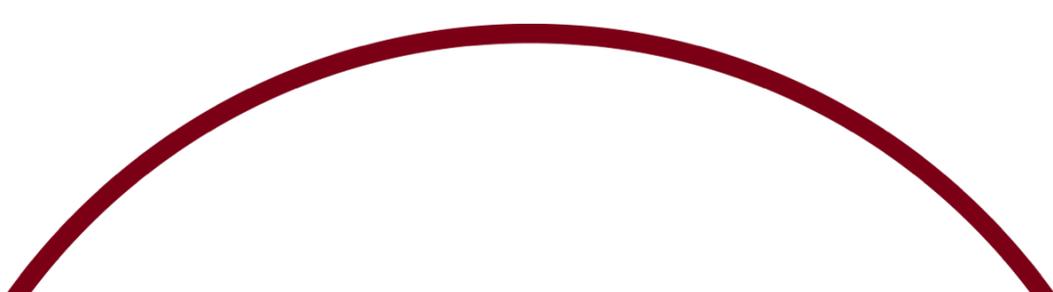


平成31年度  
国土強靱化に資する税制改正要望事項の概要

平成30年8月  
内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正要望事項は以下のとおり。

## 1. 直接死を最大限防ぐ。

### 【新設】

#### ① 高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の土地に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

人口・資産等が高密度に集積したゼロメートル地帯等を抱える大河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができる高規格堤防整備を推進するため、高規格堤防整備事業により高規格堤防特別区域内に再移転した者に対し、固定資産税及び都市計画税にかかる土地の課税標準の特例を創設する。

固定資産税：土地の課税標準を5年間1/2

都市計画税：土地の課税標準を5年間1/2

(国土交通省)

### 【延長】

#### ② 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長（法人税・所得税）

下水道法第25条の2に基づく浸水被害対策区域において貯水容量300m<sup>3</sup>以上の雨水貯留利用施設（特定都市河川流域において対策工事として建築等される施設及び補助金等をもって建築等される施設は除く。）の取得等をした場合、法人税及び所得税について、5年間普通償却限度額の10%を割増償却する措置を2年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

### 【延長】

#### ③ 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税について、新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業は、1/4）を減額する措置の適用期限を2年間延長する。

(国土交通省)

## 2. 経済活動を機能不全に陥らせない。

### 【新設】

#### ① 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設

企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。

（内閣府・経済産業省・国土交通省）

### 【拡充】

#### ② 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（所得税・法人税等）

東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。

（内閣府）

## 3. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

### 【拡充・延長】

#### ① 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置について、対象の拡充（交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路等））を行った上で、3年間の延長

- ・ 道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域  
： 課税標準4年間1/2に軽減
- ・ 上記以外の区域： 課税標準4年間2/3に軽減

（国土交通省・内閣府・総務省・経済産業省）

### 【延長】

#### ② コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

一定の出力以上の熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年度、6分の5とする措置を2年間延長する。

（経済産業省・環境省）